

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

処 分 名	公共下水道の排水施設への物件設置の許可		
根 拠 法 令 名	下水道法（昭和33年法律第79号）	（条項） 第24条第1項	
基 準 法 令 名			
所 管 部 署	企業局 技術部 お客様設備課 開発調整グループ 装置グループ		
標 準 処 理 期 間	30 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 天津市開発許可制度に関する基準 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>公共下水道の排水施設への物件設置の許可に係る審査基準は、天津市開発許可制度に関する基準第8章に定めるとおりとする。なお、天津市開発許可制度に関する基準は、担当課において備え置く。</p> <p>【根拠法令】 下水道法第24条(行為の制限等)</p> <p>1 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。(以下、略)</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。